指宿市ホームページ広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 指宿市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、指宿市有料広告掲載取扱要綱(平成20年指宿市告示第4号)及び指宿市有料広告等掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

- 第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)「閉じる」,「いいえ」,「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス (入力できるように見えるもの)
 - (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
 - (6) チェックボックス
 - (7) サブミットボタン

(ウェブアニメ)

- 第3条 ウェブアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。
 - (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
 - (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
 - (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(市ホームページとの区別)

- 第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように 混同するおそれがあるため、禁止とする。
 - (1)「施設ガイド」、「福祉相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが指宿市の事業であると錯誤しやすいもの
 - (2) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト (明度差) は十分にとり、また、背景に模様のある画像 や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附則

このガイドラインは平成20年2月28日から施行する。